

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第10回相模原市屋外広告物審議会				
事務局 (担当課)		建築・住まい政策課 電話042-769-9252(直通)				
開催日時		平成29年10月3日(火) 13時30分~15時15分				
開催場所		相模原市立産業会館 3階 小研修室				
出席者	委員	6人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	5人(まちづくり計画部長、建築・住まい政策課長、他3人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		<p>開会</p> <p>1. 会長・副会長の選出</p> <p>2. 議題 (1) 相模原市屋外広告物条例の一部改正について(諮問) (2) その他</p> <p>3. その他</p> <p>閉会</p>				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 開 会

#### 1 . 会長・副会長の選出

次の委員が推薦され、承認された。

会長：田口 敦子委員

副会長：宮田 純孝委員

#### 2 . 議題

##### ( 1 ) 相模原市屋外広告物条例の一部改正について ( 諮問 )

事務局より条例改正の内容について説明を行った後、審議に移った。

屋外広告物の許可申請率はどれくらいか。

相模原駅、橋本駅、相模大野駅の周辺で調査をしたところ、申請率は30%から50%程度であった。

違反に対する罰則はあるか。

罰則はある。

市としての周知の状況は。

広告物を出す方に許可制度を知ってもらうため、関係団体(商工会議所等)の集会で説明を行うなど、周知活動を行っている。9月の屋外広告物適正化旬間等の時期を捉えて、今後も継続していく。

また、九都県市で共同して周知を行うための検討が開始されたところである。

広告物が3年毎に継続申請された際に、老朽化について確認をしているのか。継続申請の際に自主点検報告書を提出してもらい、広告物の傷み具合や危険性についてチェックをしてもらっている。市はそれを基に、きちんと点検がされているかを確認している。

行政側が確認する手間も考えると、1回申請すれば継続申請は不要、としてはいけないのか。

広告物の掲出をやめる時は届出をしてもらっており、それにより手続きは終了する。許可期間を経過した後も継続して掲出する場合は、継続申請が必要である。

お祭りなどのイベントで立看板やのぼり旗を掲出する際も、許可の対象となるのか。

屋外広告物の定義に「一定の期間継続して掲出されるもの」があり、基本的には許可の対象となる。ただし、お祭りなどで1日限り掲出するものなどは、許

可の対象から除外される場合がある。

また、掲出する者が公益法人や公共団体に類するものであるときも、許可の対象から除外される場合がある。代表的な事例としては、学校法人や医療法人、自治会などが挙げられる。

経過措置として、条例改正前に違反したものは条例改正後も引き続き違反とするがあるが、条例改正後に申請がなされれば違反ではないということによいか。条例改正後に新たに申請がなされた場合は、違反ではない。

つまりは遡って適用はしない、ということによいか。

遡っての適用はしない。今後、もう少し表現をわかりやすくする。

## (2) その他

事務局より条例改正のスケジュール、報告事項について説明を行った。

広告物を廃止する際は届出が必要ということだが、広告物が取れかかっている、その店舗も営業しているのかわからないような場合は、誰が届出するのか。

一義的には広告物を掲出している人、管理している人に届出してもらうものだが、そうした人が誰なのかわからなくなってしまう場合もある。市としても悩ましい問題である。

シートなどを壁に貼り付けた時に、これは広告板とは違って「物」ではないため、「屋外広告物」としてどう捉えるかが難しい。

建築物や工作物に直接貼ったり、ペイントしたりして表示するものは、たしかに広告板ではない。これらをわかりやすくするため、今回の改正で「建築物又は工作物の外面を利用するもの」として規定する。

## 3. その他

事務局より次回審議会の開催時期等について連絡を行った。

閉 会

## 審議結果

議題(1) 相模原市屋外広告物条例の一部改正について(諮問)

総員賛成により、原案は妥当であることが決定された。

## 第 1 0 回 相模原市屋外広告物審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田口 敦子	多摩美術大学 理事・名誉教授	会 長	出席
2	谷口 優子	神奈川県弁護士会		出席
3	田中 理子	公募委員		出席
4	高橋 尚	相模原市青少年健全育成組織連絡協議会		出席
5	古橋 裕一	相模原商工会議所		出席
6	宮田 純孝	一般社団法人神奈川県広告美術協会県央支部	副会長	出席
7	佐藤 眞吾	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会相模原支部		欠席